

# 分別論註釈「除癡論」(和訳)

福田孝雄

## まえがき

「分別論」<sup>(1)</sup>(Vibhaṅga)の註釈「除癡論」<sup>(2)</sup>(Sammoha-vinodanī)はいうまでもなく、分別論に対する巴利仏教中の大註釈家<sup>(3)</sup>仏音(Buddhaghosa)による義釈である。分別論は周知の通り、南方七論<sup>(4)</sup>中法集論<sup>(5)</sup>に次いで第二に置かれていることか

(1) P. T. S. 1904年刊行；南伝46, 47巻

(2) 仏音の作・法集論の註釈に次いで重要視されている。本書は十八章からなり、論本の重要な文字章句を解釈しており、論以後に発達せる教理を解説し紹介している。(水野博士「南方上座部論書解説」参照)。P. T. S. 1923年刊行。

(3) 小王統史(Cūḷavaṃsa)などによると、五世紀前半に活躍した人で、中印度マガダ国菩提道場近くの婆羅門の家に生れ、後セロインに渡りシンハリーズによって書かれた註釈書を研究し、アヌラーダプラの大寺(Mahāvihāra)の比丘達の論題に応じて三蔵と註釈書とを簡約して Visuddhimagga を著わしたという。後かれはセイロンを離れたというが、資料が乏しく真相は不明。尚、ビルマ伝はセイロン伝と趣を異にしている。

仏音による註釈書は経律論三蔵にわたり厩大な量にのぼる。論書関係のものとしては、法集論の註釈 (Atthasālinī)；分別論の註釈(Sammoha-vinodanī)；界論，人施設論，論事，雙論，発趣論の五論の註釈 (Pañcappakaraṇāṭṭhakathā)がある。

(水野博士前掲書及び前田恵学博士「原始仏教聖典の成立史研究」p. 791 以下参照)

(4) (1)法集論 (Dhammasaṅgaṇi) P. T. S. 1885年刊行。南伝45

(2)分別論 (Vibhaṅga) P. T. S. 1904年刊行。南伝46, 47

(3)界説論 (Dhātu-kathā) P. T. S. 1892刊行。南伝47

(4)人施設論 (Puggala-paññatti) P. T. S. 1883年刊行。南伝47

(5)論 事 (Kathā-vatthu) 2 vols P. T. S. 1894, 1895年刊行。南伝57, 58

(6)雙 論 (Yamaka) 2 vols. PTS 1911, 1913年刊行。南伝48上下, 49

(7)発趣論 (Paṭṭhāna) P. T. S. Duka-P. 1906 年刊行, Tika-P. 3 vols. 1921, 1922, 1923年刊行。南伝50～56

以上七論は仏滅後百年以後西紀紀元頃までに、その現形が成立したものとみられている。(水野博士前掲書及び同著パーリ語文法附録(Ⅱ)参照)

らしても、かなり重要視されていたことがわかるのである。この論書の成立年代は全く不明であるが、かなり古い時代に属するものとみられる。また内容的にも、一切法の分析及び解義が整然となされていることからして、当時の阿毘達磨教学の水準を知ることが出来るようである。

分別論は全体が十八章からなり、十八の徳目<sup>(6)</sup>について、それぞれ経分別 (Suttantabhājanīya), 論分別 (Abhidhammabhājanīya), 問難 (Pañhapuccha) の三方面から解明し分別している。しかし現在のわれわれには、これを読みこなす際にどうしても文字章句の意義がはっきりしなかったり、或はそれらが他の経論の何処にどう述べられているかなど、判然としない場合がある。従ってわれわれがこれら経論等を読んで行く際には、どうしても註釈書 (Aṭṭha-kathā) の助けを借りる必要が生じて来る。

このような立場から、分別論を読む場合にも、註釈書を併せて用いるべきであろう。分別論の註釈は、他の註釈書と同様、論本中の重要な文章及び字句を諸種の経論等の例を取り、詳細に註釈しているのであるが、本書においては特に清浄道論<sup>(7)</sup> (Visuddhi-magga) と言句が一致する場合がかなり多く、時には一頁或はそれ以上に亘る箇所もある。

また仏音は本註釈書の冒頭の偈の中で、古註釈に従って義釈して行く旨を述べていることからしても明らかなように、本書は当時の上座部の学説に基づき、そ

(5) 法集論 (Dhammasaṅgaṇī) とは、前掲表の通り七論の第一に置かれている。仏音は本論を摂法論 (Dhammasaṅgaha), 本論の註釈を摂法論註 (Dhammasaṅgahāṭṭhakathā) と称している。(Sammoha-vinodanī p. 290, 432; 43, 105, 396, 518); 本論はその名の示す通り諸ニカーヤ經典中の諸法聚を説明したもので、初めに論母 (mātikā) を置き、次に(1)心生起品 (Cittuppādakaṇḍa), (2) 色品 (Rūpakaṇḍa), (3) 概説品 (Nikkhepakaṇḍa), (4) 解義品 (Aṭṭhakathākaṇḍa) の四品に分つ。論母は即ち論の内容を示すための Contents の役をはたすものであって、論の最初に置かれる。本論の場合、「論の論母」(Abhidhammamātikā) 122 門と「経の論母」(Suttantamātikā) 42門とからなっている。(P. T. S. The Dhammasaṅgaṇī 邦訳南伝45巻を参照; 内容解説については、水野弘元博士前掲論書解説を参照)

(6) 十八の徳目とは、蘊 (Khandha), 処 (Āyatana), 界 (Dhātu), 諦 (Sacca), 根 (Indriya), 縁行相 (Paccayākāra), 念住 (Satipaṭṭhāna), 正勤 (Sammappadhāna), 神足 (Iddhipāda), 覺支 (Bojjhaṅga), 道 (Magga), 禪定 (ghāna), 無量 (Appamañña), 学処 (Sikkhāpada), 無礙解 (Paṭisambhidā), 智 (Ñāṇa), 小事 (Khuddakavatthu), 法心 (Dhammahadaya) のことである。

の裏付を得て書かれたものなのである。即ち、かれ仏音は決して独想的な立場から本書の筆を執ったのではなく、伝統を重んじ、上座部の学説を尊重し、その純粹性を保持して行くことに意義を見出して学説を敷衍したのである。

尚、本書は五百頁に及ぶ大冊であり、完訳までにはかなりの日時と紙数を要するようであるが、折をみて公表して行きたいと考えている。今回は与えられた紙数に制限があり、その第一回分として「色蘊に対する義釈」を掲載させて頂いたのであるが、筆者の力不足から甚だ稚拙な訳となってしまった。

本書の翻訳にあたっては、本学の先生方に多大の御指導を仰いだ。特に水野弘元先生には本書と他の論書等との相互関係について、懇切な御教示を頂いた。また語法上の問題についても、東元慶喜先生を煩わしたことを付記し、心から感謝申し上げたい。

尚、底本として PTS (1923年) 本を使用した。〈 〉内は論本の語又は句とし、( )内は前後の関係から推測して、意味がわかりやすくなるよう訳者が補ったものである。また他の経論からの引用文は「 」内に括めた。

### 分別論註釈除癡論 (和訳)

かの世尊、応供者、正等覚者に帰命したてまつる。

四諦を見たる守護者なる正覚者は、  
法集論を四種に明示し、<sup>(8)</sup>ただちに十八の  
仏と法を具備せる蘊に始まる十八章の  
<sup>(9)</sup>分別により、導師なる師は分別論を  
説示されたり。

而して今その註釈の段階に至りて、

(7) 仏音の著作・七論以後に発達した教理を集大成したもので、彼より2~300年以前のウパティッサ(Upatissa)の解脱道論(Vimutti-magga)を底本とし、これを改造増補して本論を作ったという。(南伝62巻解題)

(8) 「四種に明示し」とは、法集論が心生起品、色品、概説品、解義品の四品に分れていることをいう。

(9) 「十八章の分別」とは、法集論にあらわされた色心を蘊、処、界、諦の四種に分け、更に十四の分別をこれに加え、全体として分別論を十八章に纏めたことをいう。

古き註釈の方法に基づき<sup>(10)</sup>、その註釈を  
説かん。

等持者等は正法の尊重をなして、それを  
聴けと。

### 蘊分別釈

#### 経分別

〈五蘊とは色蘊……乃至……識蘊である<sup>(11)</sup>〉とは、これ分別論の最初にある蘊分別における経分別をいう。

ここに五とは、数の限定であり、従ってそれより下でもなく上でもないということを示したものである。

蘊とは、分たれた法の特徴を(いう)。そこで、この蘊という語は多くの場合に見られる。即ち、聚、徳、施設、慣例(などの場合)に。「恰も、比丘達よ、大海で幾アールハカ、幾百アールハカ、幾千アールハカ、幾十万アールハカか水の量を計ることは、容易ではない。そこで不可測不可量の大水蘊という計算にいたる<sup>(12)</sup>」とは、初めにおける聚蘊のことである。少量ならざる水は水蘊といわれ、即ち大量であるといわれる。そのように、少量ならざる塵は塵蘊、少数ならざる牛は牛蘊、少数ならざる軍兵は軍兵蘊、少なからざる福は福蘊といわれる。(従って)多量の塵は塵蘊、多数の牛は牛蘊、(多数の軍兵は)軍兵蘊、(多数の福は)福蘊といわれる。

戒蘊定蘊と初めにおけるものは、徳の蘊のことである。

「世尊は大なる木聚がガンジス河の流れに運ばれつつあるのを見給うた<sup>(14)</sup>」と

(10) 「古い註釈 (Porāṇaṭṭhakathā) に基づいて」とは、仏音が論書を解釈するにあたって彼の独想によって行なったのではないことを示す。つまり彼の解釈は既に古学僧 (Porāṇācariya) 等によってなされている伝統的解釈に従って行なわれたのである。

(11) Vibhaṅga p. 1

(12) アールハカ (āḷhaka) とは一般に穀物などを量る単位に用いられるが、古い經典では液体を量る際の単位として使われている。はっきりした量目は不明。

(13) Saṃyutta-N. V, p. 400 Sotāpatti-s. よりの引用

(14) Saṃyutta-N. IV, p. 179よりの引用

は、ここでは施設による蘊のことである。

「心・意・故意……乃至……識・識蘊なるもの<sup>(15)</sup>」と初めにおけるものは、慣例による蘊のことである。

かのものが、ここで聚により意味せられる。この蘊があるというのは、団食があり、集団があり、群があり、聚がある(ということである)。それ故に、聚の特相が蘊であると知られるべきである。部分があるというのは、また正しい。世間で負債をなし、返済するよう督促されつつある者達が、二蘊を与えるであろう、三蘊を与えるであろうという。かの部分の特相が蘊であるということは、正しい。

かくの如く、ここで色蘊とは、色聚と色の部分(のことである)。受蘊とは、受聚と受の部分であるということから、この方法によって想蘊などの意味も知られるべきである。

正等覚者は、この「四大種と四大種所造の色なり<sup>(16)</sup>」とは、過去未来現在の十一の空間において分別せる二十五の色の部分、九十六の色の部分とであると、かくの如く区分せられた色聚の範囲のもの、その全てを遍ねく集めて色蘊であると示されたのである。

この「楽受・苦受・不苦不楽受と<sup>(17)</sup>」とは、かの十一の空間において分別せられた四地受の聚なるもの、その全てを遍ねく集めて受蘊であると示されたのである。

この「眼識所生の想……乃至……意触所生の想と<sup>(18)</sup>」とは、かの十一の空間において分別せられた四地想の聚なるもの、その全てを遍ねく集めて想蘊であると示されたのである。

この「眼識所生の思……乃至……意触所生の思と<sup>(19)</sup>」とは、かの十一の空間において分別せられた四地思の聚なるもの、その全てを遍ねく集めて行蘊であると示されたのである。

この「眼識・耳・鼻・舌・身識、意界、意識界と<sup>(20)</sup>」とは、かの十一の空間において分別せられた四地心の聚なるもの、その全てを遍ねく集めて、識蘊であると示されたのである。

(15) Dhammasaṅgaṇi § 63 よりの引用

(16) Dhammasaṅgaṇi § 584 よりの引用

(17) Saṃyutta-N. ii. p. 53.

(18) Vibhaṅga p. 28

(19) Vibhaṅga p. 40.

(20) 同上 p. 54.

また、ここに全ての四等起の色は色蘊である。欲界の八善心<sup>(21)</sup>と八十九心<sup>(22)</sup>と俱に生ぜる受は、受蘊である。想は想蘊である。触等の法は行蘊である。八十九心は識蘊であると、かくの如く、五蘊における法の限界は知られるべきである。

### 色蘊の義釈

今、かの色蘊等を分別して示すために〈そのうち色蘊とは如何なるものなのか<sup>(23)</sup>〉と最初にいうのである。そこで〈そのうち〉というのとは、かの五蘊において(と)いうことである。〈如何なる〉とは、説明しようとする問である。〈色蘊〉とは、問わるべき法の特徴である。

今、それを分別しつつ〈あらゆる色は<sup>(24)</sup>〉と初めにいう。「ここに、あらゆるとは、残りなく遍取することである。色とは(ここに意味せられたる義を)超える過失を遮止する。かくの如き二、三の語によって、色の残りなき遍取がなされたのである。<sup>(25)</sup>」

ここに如何なる義によって色と(いうのであるか)。悩壊の義によって、色という。世尊はかくいわれた。「比丘達よ、汝達は色を何というか。比丘達よ、悩壊せられるとて、それ故に色といわれる。何によって悩壊せられるか。寒さにより悩壊せられ、また暑さにより悩壊せられ、また飢餓により悩壊せられ、また渴きにより悩壊せられ、また虻・蚊・熱風・蛇の摩触により悩壊せられる。比丘達よ、悩壊せられるとて、それ故に、色といわれるのである<sup>(26)</sup>」と。

そこに、〈如何なる〉とは、原因を問うことである。汝達は、如何なる理由で色というのであるか、(また)如何なる理由でそれを色と名づけるのか、という意味である。〈悩壊せられるとて〉というその〈～とて〉というのとは、理由の説

(21) 欲界の八善心 (Kāmāvacara-aṭṭha-kusalacittāni) 即ち、欲界善心には喜俱 (somanassasahagata) と捨俱 (upekkhāsahagata) のものがあり、それが更に智相応 (ñāṇasampayutta) と智不相応 (ñāṇavippayutta) とに分けられて四種となり、この四種にそれぞれ無行 (asañkhāra) と有行 (sañkhāra) とがあるから、全体で八種となる。(水野博士「仏教の心識論」 p. 171～)

(22) 「八十九心」とはパーリ仏教における心識分類の標準で、仏教心識説の中で特異なものである(水野博士前掲書 p. 56～)

(23) Vibhaṅga p. 1

(24) Vibhaṅga p. 1

(25) Visuddhimagga, p. 472; 南伝 64 p. 71

(26) Saṃyutta-N. iii p. 86

明である。〈悩壊せられる〉とは、ゆれる、打たれる、圧迫される、破られるという意味である。かくの如く、これだけのこの理由が悩壊にあるために、色といわれたのである。

悩壊の相によって、色というのは、また正しい。悩壊の相とは、かくの如きものである。

寒さによって悩壊せられるという初めの場合、寒さによって、まず悩壊が、世界中間の地獄<sup>(27)</sup>において明らかなことである。それぞれ三つの鉄圀山<sup>(28)</sup>の中間に、各々世界中間の地獄なるものがあり、八千由旬の広さをもっている。その下方には大地はなく、上方には日月・燈明・宝珠の光はなく、常に暗闇である。そこに生ぜる有情等の身長は、三ガーウタ<sup>(29)</sup>である。かれらは蝙蝠のように、山麓に長く広い爪で懸り、頭を下方にして垂れ下るのである。

這い歩きつつ、互いが手枷につながれて行くのである。そして已得の食物はなしと思量しつつ、そこに引っぱりあって転倒し、世界を抑止する水に落ちる。寒風が打ちつけるときに、熟せる蜜果のように挽がれて水に落ち、落ちただけで強いアルカリ性の冷水によって、切断された皮膚・腱・肉・骨等が破られて、丁度、熱せられた胡麻油に落ちた粉団子のように、ぼたりぼたりと音をたてつつ溶けるのである。かくの如く、寒さによる悩壊は世界中間の地獄において、明らかである。(また)マヒンサカ国<sup>(30)</sup>における降雪地帯においても、これは衆知のことである。そこで有情等は寒さによって破られ、切られた身体は寿命の滅尽に到るのである。

暑さによる悩壊は、無間大地獄において、明らかである。そこでは、赤熱の銅の大地に横臥せしめて、五種の縛の務めの時に、有情等は大きいなる苦痛を受けるのである。

飢餓による悩壊は餓鬼界において、飢饉の時に明らかである。餓鬼界において、有情等は二乃至三の仏(の世に出現する)中間の時期に、如何

(27) 世界中間の地獄(Lokantarikaniraya)。それぞれが三鉄圀山に囲まれていて八千由旬の広がりをもつ。

(28) 鉄圀山(cakkavāla)。仏教の世界観によれば、須弥山を中心としてこれを九山八海が取囲んでいる。その最も外側がこの鉄圀山であるという。

(29) gāvuta とは長さの単位、1 ガーウタは $\frac{1}{4}$ 由旬のことである。

(30) Mahimsakaratt̥ha。サンカパーラ・チャータカ(Saṅkhapāla Jātaka)に、チャンドカ(Candaka)山の近くにある王国として挙げられている。

なる食物も手によって取って、口中に含むということはない。腹中は、熾燃の空洞ある樹の如きものである。飢饉の場合においては、酸粥さえも得ずして、死に到ったもの達は分量はない。

渴きによる悩壊はカーラカンヂャカ阿修羅<sup>(31)</sup>などにおいて明らかである。そこでは有情は、二乃至三の仏(の世に出現する)中間の時期に、心臓を潤すだけの、または、舌を潤すだけの、または、水滴(すら)も得ることは不可能である。『われらは水を飲もう』とて、河に行ける者にとって、河は砂の平地となる。大海に跳込む者には、また、大海は平らな岩となる。かれら喉の渴きつつある者達は、非常な苦痛に悩まされて彷徨する。実に、あるカーラカンヂャカ阿修羅は、渴きを忍受することができず、由旬の幅の大洹河に入った。かれの到る場所ごとに水は裂かれ、煙が立昇り、熱せられた平らな岩において経行する時のようになる。かれが水音を聞いて、そこかしこ彷徨しつつあるとき、夜が明ける。ときに、早朝、正行を行なっている三十人ばかりの行乞の比丘達が、かれをみて『汝はなんという善士か』とたずねた。(阿修羅は)『大徳よ、私は餓鬼でございます』と。(比丘達は)『(汝は)何を捜しているのか』と。(阿修羅は)『大徳よ、飲物を(捜しているのです)』と。(比丘達は)『この恒河は水が充満しているではないか。汝はなぜに見出さないのか』と。(阿修羅は)『大徳よ、(それは)役に立たないのでございます』と。(比丘達は)『それなら恒河の傍に横臥せよ。われらは汝の口に水を注いでやるであろう』と。かれは河の砂岸に上向きに臥した。三十人の比丘達は鉢をとりだして、水を運んでかれの口に注いだ。そのようなことをしている比丘達に(やがて食事の)時間が近づいた。そこで、(比丘達は)『善士よ、これよりわれらの托鉢の時間である。汝は蘇息するだけ(の水を)得たかどうか』と、かれらは言った。(阿修羅は)『大徳よ、もし高貴なる三十人の比丘達の三十鉢によって、私に注がれた水から、半合ほどでも他のものの喉にいったなら、餓鬼の状態から決して解脱することはないであります』と言った。かくの如く、渴きによる悩壊は、餓鬼界において明らかである。

虻等による悩壊は、虻・蠅などにより多くの地方で明らかである。ここに虻というのは褐色の蠅(ウシバエ)のことである。

蚊とは蚊そのもののことである。

(31) カーラカンヂャカ(kālakāñjaka)。阿修羅の一種。阿修羅中最下位のもの。かれらの中に生まれたものは常に渴きに悩むという。



<sup>(32)</sup> 風とは腹風及び背風などにより知らるべきである。身体に風疾が起り、手・足・背などを破壊し、片目となり、偃僂となり、跛者となる。

熱とは太陽の熱のことである。それ故悩壊は、砂漠の難所などで明らかである。実に、一婦人が砂漠の難所で、夜に隊商から置き去りにされ、昼に太陽が昇りつつある時、砂が熱せられているために両足を(地に)置くことができず、頭から籠をおろして(それに)入る。(しかし)籠の次第に熱により熱くなったために、(それに)立っていることが出来ず、その上に衣服を置いて入る。それが熱せられた時に、腰に把持していた小児を下むけに臥せしめて、泣いている(小児)を踏んで、その小児と共にその場所で熱に焼けて命終した。

蛇とは、何か長い種類(の生物)で(地面を)摩擦しつつ行くものことである。それらの摩触による悩壊は、蛇にかまれた人など(の場合)によって知られるべきである。

今、〈如何なる色も〉とは、句によって摂取せられた二十五の部分と九十六の部分の分の全ての色を、過去等の部分に含めて示すために〈過去・未来・現在〉というのである。更に、その内二法等における四と二法におけるものを含めて示すために〈内または外なる〉と初めにいったのである。それより更に、全てこの十一の場所において遍取して示せる色を、一方では集団として示すために〈これを一聚に〉と初めにいったのである。ここにこれを一聚にというのは、〈それと共に〉(ということである)。〈括めて〉というのは集めて(ということである)。〈総じて〉というのは、集積をして(ということである)。このようにいわれたものがある。(即ち)全てのかくいわれた色を、悩壊の相と称せられた一種の状態において了知し、集積をして色蘊と名づけると説かれるのである。それによって一切の色は悩壊の相において、集積の状態に近づくことによって色蘊であると示されている。色より(離れて)他に色蘊なるものは存在しない。色がそのようなように、かく受等もまた、感受せる相等において集積の状態に近づくことによって(受蘊であると示されている)。受等より(離れて)他に受蘊等なるものは存在しない。

いまそれぞれの空間におかれた色を、各別に分ちて示しつつ〈そのうち何れが過去の色であるか〉と初めにいう。そこで〈そのうち〉というのは、十一の空間

(32) 風(vāta)即ち身内風で、次の如きものがある。aṅgavāta(肢風(痛)), Udara-v. (胃風(痛)), kammaja-v. (業生の風), pitthi-v. (背風(痛)), kucchi-v. (腹風(痛))

に置き、置かれた論母の地(のことである)。(それについて)このようにいわれたものがある。(即ち)過去・未来・現在と根源の定式として置かれた論母によって、過去の色といわれたところのものを〈何れが〉とこの方法によって全てが問われた場合に、意味が知られるべきである。

〈過去したる、已に滅したる〉という初めの句は、捨置せる部分の過去三法の分別の註釈において、いわれたものである。〈四大種〉とは、これは過去であるといわれた色の実相を見ることである。ここにおける如く、その如く遍ねく意味が知られるべきである。これによって、これを示す。(即ち)過去の色は大種または大種を取って発生せる色(のことである)。未来……乃至……遠近(の色)もまた(かくの如くである)。大種により、または大種を取って転起せる色より(離れて)他に色なるものは存在しない。他の定式である〈過去分により、摂取されたもの〉とは、過去の時分により摂取されたもの(ということであり)、ここに(この)計算にいたった。然らばどうしてであるか。四大種と四大種所造の色とを(ということである)。かくの如く、遍ねく意味が知られるべきである。未来・現在の説明の語句は下に説かれている。

この過去・未来・現在というのは、経の法門と阿毘達磨の義釈による二種(のものがある)。それは経の法門において、有によって限定されている。結生より始めて、過去の諸の有において発生せる色は、無間の有において発生すべし、または、十万俱胝劫のはじめにおいて(発生すべし)。(それらを)すべて過去という。死より始めて未来の諸の有において発生せる色は、無間の有において発生すべし、また十万俱胝劫の最初において(発生すべし)。(それらを)すべて未来という。死と結生の間において転起せる色を、現在という。

阿毘達磨の義釈においては、刹那によって限定されている。色には三刹那がある。(即ち)生と住と壊と(である)。これら三刹那に到達して滅したる色は、等無間の滅であるべきであり、また、過去における十万俱胝劫の始めにおいて(滅なるべきである)。(これら)すべてが過去であるという。三刹那に到達せざる色は、一心の刹那だけによって到達せざるべきであり、未来の十万俱胝劫の始めに(到達せざるべきである)。(これら)すべてを未来という。更に、これら三刹那に到達せる色を現在という。

そこで、たといこの経分別が、かくの如くあったとしても、阿毘達磨の義釈によって、過去・未来・現在の色は説明されたのであると知られるべきである。また他の定式がある。(即ち)この色は「世・相続・時・刹那により四種の過去な

るものがある。未来・現在も同様である。世によって、まず、ある人の一有における結生より以前は過去である。死より以後は未来である。両者の中間は現在である。

相続によって(いえば)、同一の時節より等起せる(色)及び同一の食より等起せる(色)は、前後にわたって転起しつつあるといえども、現在(相続)である。それより以前に、(現在のものと)不同の時節食より等起せる(色)は過去(相続)である。後なるものは未来(相続)である。心生(の色)は一路・一速行・一等至(定)より等起せるものは現在(相続)である。それより前なるものは過去(相続)である。後なるものは未来(相続)である。業より等起せる(色)には、単一に相続による過去などの別はない。しかしながら、(業より等起せる色は)時節・食・心より等起せるそれ等(諸色)の支持者(たる)によって、(時節より等起せる色等が過去等なるに随って)その(業より等起せる色に)過去の別があると知られるべきである。

時によって(いえば)、一刻・晨朝・夕刻・夜・昼等の時の間中に相続して(色が)転起せるそれぞれの時を、現在(時)といい、それより前なるものは過去(時)であり、後なるものは未来(時)である。

刹那によって(いえば)、生(住・滅)等の三(刹那)を摂せる(色)は現在といい、それより以前は未来であり、後は過去である。また因と縁の作用の過ぎたる(色)は過去である。また因の作用の終了し(ても)縁の作用の終了せざるのは現在である。両作用の未だ到達せざるのは未来である。自作用の(作用する)刹那における(色)は現在であり、それより以前は過去であり、以後は未来である。

ここに刹那等の論は、非異門であり、残余は異門である。<sup>(33)</sup>

それらにおける非異門の論は、ここに意味せられている。内二法の説明の句は、下の内三法等の説明において、その意味が説かれている。麁なる等は色品の註釈において、その意味が説かれている。

劣二法の説明における〈それぞれの諸の有情の〉とは多くの有情における属格(のこと)である。

それぞれ他のといわれつつある時に、日も十万劫も説きつつある(者)はこれだけのものを説くべきである。かく師は二の句によらず有情を遍取しつつあり、

(33) Visuddhimagga pp. 472 (下6行)~473 (上17行)と同文。南伝64 pp. 71~72

それぞれの有情にいわれた。これだけのものによって、すべて他の説明は完成せる状態にある。〈軽んぜられたる〉とは、軽侮されたることである。〈軽蔑されたる〉とは、軽蔑して理解し、色であると見出されざることである。〈嘲けられたる〉とは取られざるべき存在であって、投げられ、捨てられたる(ということである)。また〈厭いたる〉ともいう。〈侮られたる〉とは、これによって何がと、言によって軽蔑されたることである。〈尊敬されざる〉とは、尊重がなされざることである。〈劣った〉とは、劣悪なることである。〈劣の所思〉とは、劣ったと思われたることであり、劣悪なることを為して知られたることである。〈劣ったと考えられたる〉とは、劣ったと世間において考えられたることであり、糞食による糞の如く劣ったものと考えられたることである。〈不好〉とは、不可愛であって、得達のために遍求せざることである。もし、それを誰か遍求すべきであり、(また)遍求せよ(というならば)、これの所縁にはこれであるということである。〈非可樂〉とは、望ましからざる、または権勢を失えるということである。〈不可意なる〉とは意に適せざるということである。かかる対象は意に適合されない。それでなく意を適合させ、生長させるというのが可意である。〈可意ならざる〉とは不可意なることである。他の定式がある。(即ち)〈不好〉は成得のなきによる。それは単一の業等起における、不善業等起である。非可樂は樂の不因の状態による。〈色声〉とは、これはその実相の説明である。この句において、不善業生によって不好の五種欲が分別せられる。善業生は不好というものではなく、すべて好ましきものである。

勝れた句義釈は、説かれた反対の定式によって知られるべきである。実に、この句において、善業生によって好ましきものの五種欲が分別せられる。善業生は不好なるものではなく、すべて好ましきものである。業生におけると同様に、かくの如き時節等起等において、好と不好性があり、これら二法において、好と不好の所縁が別々に頡たれていると知られるべきである。

まず、これはそれぞれの阿闍梨達の同じ意義の説である。

詭弁論者は(次の如く)説く。(即ち)好と不好というものは、単一にはなくそれぞれの好みによって説かれたものである。同様に説く。(即ち)『大王よ、実にわたしは、可意の制限を五種欲において説く。大王よ、かの諸色はある一類の

(34) 譎弁論者(Vitaṇḍa-vādin)。分別論註では Vitaṇḍa-vādin は一般に譎弁論者としてあつかわれているが、これも各時代によって多少ニュアンスが異なる。(Vitaṇḍa-vādin については印仏研究第十四第二号、工藤成樹氏の「分別論註について」を参照)

人には可意であり、ある一類の人には不可意である。大王よ、かの声・香・味・触はある一類の人にとっては可意であり、ある一類の人にとっては不可意である。<sup>(35)</sup>』と。かくの如き故に、それら色等がある者は楽味し、大いに喜び、そこに食欲を生ずる。またある者は怒り、憍乱し、そこに瞋恚を生ずる。ある一類の人にとっては好ましきものであり、可愛であり、可意であり、ある一類の人々には、不好、不可愛、不可意である。ある者はこれらを好ましきもの、可愛なるもの、可意なるものなりと右側より取り、ある者は、不好、不可愛、不可意なるものなりと左側より取る。それ故に、好・不好なるものは、単独に別々に煩たれるというものではない。辺境に住する者達には、蚯蚓は好ましきもので、可愛なるもの、可意なるものであり、中部地方に住する者達にとっては、極めて厭うべきものである。彼等にとって、孔雀の肉などが好ましきものなのである。(しかし)他のものにとっては、それらは厭うべきものであると。かれは(こう)いわるべきである。(即ち)『如何に汝は、好不好の所縁は、単独に別々に煩たれたるというものはないというのであるか』と。(それに対して)『その通りである。ないとわたしはいう』と。更にここで、第三回まで定立して質問がなされるべきである。『涅槃なるものは好ましきものか、或は不好なるものであるか』と。(それに対して)知りつつあるものは、好ましきものというであろう。もしいわるべきでないなら、説くべきでない。涅槃こそ実に好ましきものなのである。更に、ある者は涅槃の称讃が説かれつつある時に怒って『汝は涅槃の称讃を語ったではないか。そこに如何なる食物・飲物・華鬘・芳香・塗油・臥床・被服に富める五種欲がある』といい、『無い』といわれたとき、『汝の涅槃によって十分である』と、涅槃の称讃が語られつつあるとき、怒って両耳を覆うと。また、このような意味がある。(即ち)『これによって、汝の語において涅槃は不好というのもであれ、これはかくの如く取らるべきではない。これは顛倒想によって説くのである。想の顛倒によって、かの所縁は或るものにとっては好ましきものであり、或るものにとっては不好なるものである。好不好の所縁は単一に分別せられている』と。『何によって分別せられたか』と。『中間の有情に(よって)。これは極めて強力な自在者達によってではない。大選出王、大善見王、法阿育などによって分別せられたのである。<sup>(36)</sup>かれらにとっては天のカッパ樹の所縁は不可意であると現われる。極めて貧しき者達に(とって)は、諸の得難き食物や飲物によって分別されるも

(35) Samyutta-N. I. p. 80

のではない。かれらに(とって)は、屑米飯の食事と飯粒や腐った肉の味も甚だ美味しく、甘露食と等しきものである。中間の主財官や大臣や財務官や資産家や商人などにとっては、時には好ましきもの、時には好ましからざるものと得つつあることによって分別される。かくの如く、好不好なるものを限定することは不可能である。』

三蔵小無畏長老<sup>(37)</sup>はいう。『好不好なるものは、異熟により限定したものであり、速行によってではない。速行は想顛倒によって好ましきものにおいてこそ染着し、好ましきものにおいてこそ邪悪をもつ。不好においてこそ染着し、不好においてこそ邪悪をもつ。異熟によって、これは専ら限定され、異熟心を欺瞞することは不可能である。もし所縁が好ましきものであるなら、善異熟が生ずる』と。たとい、邪見の徒が仏を、また僧伽を、また大塔廟等を、また勝れたる所縁等を見ても眼を覆い、法の声を聞いて耳を塞げば憂が到来する。眼識・耳識等は、かれらにとっては善異熟である。糞(を食する)豚等は、糞の臭を嗅いでも食し得るであろうと、喜悦が生ずる。糞を見るときにはかれらの眼識、かの臭を嗅ぐときには鼻識、嘗味するときには舌識は不善異熟である。

たとい、横臥させた豚は、最上の臥具に縛しても鳴き、想顛倒によって、速行においてかれには憂が生じ、身識は善異熟である。何故にであろうか。所縁の好ま

(36) 大選出王(Mahāsammata)とは現在の世界の最初の王で釈迦族の先祖、日種に属する。釈迦仏に至るまでの系譜については Mahāvamsa. ii. 1 ff; Dipavamsa iii. 1ff; Mahāvamsa Ṭikā. 122 ff. 参照。

大善見王(Mahāsudassana)とは転輪聖王のこと、輪宝(cakka-ratana)、象宝(hatthiratana)、馬宝(assaratana)、珠寶(maṇi-ratana)、玉女宝(itthi-ratana)、居士宝(gahapati-ratana)、主兵臣宝(pariṇāyaka-ratana)の七宝を有する。

法阿育王(Dhammāsoka)。Asoka 王は37年間王位にあったが以前は悪行によって忿怒阿育(Caṇḍāsoka)と呼ばれた。しかし以後善行によって法阿育(Dhammāsoka)と呼ばれるに至った。(Mahāvamsa. XX. . p. 6. V. 189.)

(37) 三蔵小無畏長老(Tipitaka-Cūḷābhayaṭṭhara)。註釈家として知られたセイロン仏教の一長老で、三蔵チューラーバヤ長老として知られ註釈書に屢々引用される。博覧強記の人で、次のエピソードが伝えられている。かつてかれはアヌラーダプラの三つの城門を閉ざし、市を離れる人のために一門だけを開けておいた。そして出て行く人毎にかれは名を聞いた。夕刻領主が帰って来た時、長老はそれらの名前を全部復唱することが出来たという。(DA=長部註, ii. 530)、チューラーナーガ長老(Cūlanāga Thera)と同時代の人で、かれとも対論している。(Dhs A=法集論註 p. 230; SA=相応部註 iii. p. 206)

しきもののためにである。

また、門によって好不好の性は知らるべきである。糞と泥は楽触であるが、眼門と鼻門においては不好のものであり、身門においては好ましきものである。転輪王の珠寶によって打たれつつあるものにとって、また黄金の串に突差されつつあるものにとって、珠寶と黄金の串は、眼門においては好ましきものであり、身門においては不好なるものである。何故にであらうか。(それは)大いなる苦の生起するによってである。かくの如く、好と不好とは単一に異熟によって限定されつつあると知らるべきである。(またそれぞれの)とは、ここに最下の定式は見らるべきでない。世尊は世俗の可意を破られたのではなく、人間の可意を破られたのであり、それ故、またそれぞれによって、執取して、劣と勝なりと知らるべきである。墮地獄者達の色は、極めて劣ったものであるという。それと比較して畜生等において、竜や金翅鳥等の色は勝れたものであるという。(また)それらの色は、劣ったものであり、それらと比較して餓鬼等の色は勝れたものであるという。(また)かれらの(色は)劣ったものであり、それと比較して田舎者等の色は勝れたものであるという。それらの(色は)劣ったものであり、それと比較して村長等の色は勝れたものであるという。それらの色は劣ったものであり、それと比較して領主等の色は勝れたものであるという。それらの色は劣ったものであり、それと比較して地方王の色は勝れたものであるという。それらの(色は)劣ったものであり、それと比較して転輪王の色は勝れたものであるという。かれの(色は)劣ったものであり、それと比較して地居天等の色は勝れたものであるという。かれらの(色は)劣ったものであり、それと比較して四大王天等の色は勝れたものであるという。かれらの(色は)劣ったものであり、それと比較して三十三天等の色は勝れたものであるといい……乃至……阿迦賦吒天等の色はもっとも勝れたものであるという。

遠二法の説明において、女根等は以下に分別せられている。これら二法において遍取し難き存在であることによって、相の理解し難きために、細色は〈遠くに〉と説かれている。楽の遍取であることによって、相の理解し易きために麁なる色は〈近くに〉と(説かれている)。搏食の終末と遂行の場所において、これは遠の色と説かれるということが、示されてはいない。何是であるか。二種の遠きとなるものは、相よりと空間よりと(である)。そこに相によって遠くにとは説かれず、それを空間より説かるべきであり、それ故、遠くにと説かれざる麁なる色は、空間より遠くにと示すべく表現し、〈またこの外なる(ところの)〉と初めに云っ

たのである。近くの句の説明においては、それが定式である。ここに〈近づかざるに〉とは、近きにあらざるに(ということである)。〈接近せざるに〉とは、出離せるに(ということである)。〈不近に〉とは近からざるに(ということである)。〈是を遠の色と説く〉とは、これ十五種の細色は相によって、遠くに(ということである)。十種の麁色は、その他のものによって、空間より遠くにといわれる。

近きという句の説明は明瞭な義である。〈これを近の色と説く〉とは、これ十種の麁色は相により近くに(ということである)。十五種の細色は〈その他のもの〉によって空間により、近くにと説かれる。

何処から始めて色は空間によって近くにといい、何処から始めて遠くにというのであるか。自然の説により語りつつある者に、十二肘は聴聞の近きというものである。かの此岸で色は近くに、彼では遠くである。そこに細色は遠くにありつつあり、相により、また空間により遠くにあるのである。近くに(ありつつ)あるものは、空間により近くにあり、相によらず。麁なる色は近くにあり(つつあり)、相と麁により近くにある。遠くにありつつあるものは、空間により遠くにあり、相によらず。

〈更にまたそれぞれの〉とは、ここに最下の定式は見られるべきではない。下方に、破壊しつつある者は到った。これは相によって、遠を破壊しない。空間により、遠をこそ破壊する。ここで遠と近とが、それぞれ遍取して見られた。自己の色は、近くという。他の胎宮内に行ける者の(色は)遠くに(という)。(自己の)胎宮内に行ける者の(色は)近くに(という)。外に立てる者の(色は)遠くに(という)。一つの床に臥せるものの(色は)近くに(という)。外に先頭に立てる者の(色は)遠くに(という)。房舎内における者の色は近くに(という)。房舎の外における(者の色は)遠くに(という)。僧園における(者の)色は近くに(という)。僧園の外における(者の色は)遠くに(という)。境界内における(者の)色は近くに(という)。境界の外における(者の色は)遠くに(という)。村の土地における(者の)色は近くに(という)。村の土地の外における(者の色は)遠くに(という)。地方内における者の色は近くに(という)。地方の外における(者の色は)遠くに(という)。国境内における者の色は近くに(という)。国境の外における(者の色は)遠くに(という)。大海内における(者の)色は近くに(という)。大海の外における(者の)色は遠くに(という)。鉄圍山内における(者の)色は近くに(という)。鉄圍山の外における(者の色は)遠くに(という)と。

(即ち)これが、色蘊の義釈である。

(未完)